

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
川崎市は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県川崎市長

公表日
令和6年12月18日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>身体障害者福祉法は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。法に規定する身体障害者とは、身体障害者手帳の交付を受けた者であり、身体障害者手帳は、身体障害者福祉法第15条に基づき交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者手帳の交付申請の受理及び通知</li> <li>2. 身体障害者手帳の交付申請の却下の通知</li> <li>3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理</li> <li>4. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理</li> <li>5. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理</li> <li>6. 他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理</li> <li>7. 身体障害者手帳の再交付申請の受理及び通知</li> <li>8. 身体障害者手帳の返還の受理</li> </ol> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者手帳の交付申請の受理及び通知 交付申請の受理、診断書の審査、等級等の決定、決定結果の通知</li> <li>2. 身体障害者手帳の交付申請の却下の通知 診断書を審査した結果、障害程度が非該当の場合等の交付申請の却下決定、結果の通知</li> <li>3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>4. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>5. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>6. 他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>7. 身体障害者手帳の再交付申請の受理及び通知 汚損や紛失等による再交付申請の受理、身体障害者手帳の再交付に係る事務</li> <li>8. 身体障害者手帳の返還の受理 死亡した場合や障害程度が非該当になった場合等の身体障害者手帳の返還に係る事務</li> </ol>
③システムの名称	福祉総合情報システム(障害福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の20の項</li> <li>・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 なし 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

## 6. 他の評価実施機関

—

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	・ 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2653 ・ 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2653
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生あり ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた上で、真正性の確認をおこなっている。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。

9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[      ] 内部監査	[ <input checked="" type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input checked="" type="radio"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[      #NAME?      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
判断の根拠			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月8日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称)	新福祉総合情報システム(障害福祉システム)	福祉総合情報システム(障害福祉システム)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月8日	II しきい値判断項目	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月8日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】なし 【情報提供】番号法第19条第7号	【情報照会】なし 【情報提供】番号法第10条第8号	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II - 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II - 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第10の1の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の11の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】なし 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号及び第4号)、別表第2の14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号)、別表第2の16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、別表第2の16の2項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2第1号)、別表第2の20の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号及び第2号)、27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第2号及び第6号)、28の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第21条第1号、第2号及び第3号)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)、55の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第29条第1号)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第4号)、57の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号)、79の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第42条第1号)、85の2項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条の4第1号及び第2号)、106の1項(番号法別表第2の	【情報照会】なし 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の10の項、14の項、16の項、16の2項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2項、106の項、108の項、116の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2653 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2653 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 别表第1の11の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 别表第2の20の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 なし 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の10の項、14の項、16の項、16の2項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2項、106の項、108の項、116の項	【情報照会】 なし 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	III しきい値判断結果	基礎項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IVリスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年12月18日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[ ]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない